外務員の登録を受けたいので、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第75条第１項の規定により登録を申請します。

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融庁組織規則の一部改正）

第十三条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等） **第四条**　［略］ ［２～７　略］ ８　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　令第三条第一項第三十八号ヲに掲げる者の監督に関すること。 ［９～13　略］ 14　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十八号ハ、ニ、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 15　［略］ 16　貸金業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　令第三条第一項第三十八号ホ及びヘに掲げる者の監督に関すること。 二　［略］ 17　［略］ 18　フィンテックモニタリング室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　令第三条第一項第三十八号イ、ロ、チからルまで及びワに掲げる者の監督に関すること。 二　［略］ ［19～28　略］ （特別調査課の所掌事務） **第二十一条**　特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等） **第四条**　［同上］ ［２～７　同上］ ８　［同上］ 一　［同上］ 二　令第三条第一項第三十六号ヲに掲げる者の監督に関すること。 ［９～13　同上］ 14　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号ハ、ニ、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 15　［同上］ 16　［同上］ 一　令第三条第一項第三十六号ホ及びヘに掲げる者の監督に関すること。 二　［同上］ 17　［同上］ 18　［同上］ 一　令第三条第一項第三十六号イ、ロ、チからルまで及びワに掲げる者の監督に関すること。 二　［同上］ ［19～28　同上］ （特別調査課の所掌事務） **第二十一条**　［同上］ 一　金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。 二　［同上］

外務員の登録を受けたいので、金融サービスの提供に関する法律第75条第１項の規定により登録を申請します。

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

附　則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。